

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongjiesanlu Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

中国専利法実施細則改正の意見公募案について

第四次専利法改正にともなって、中国国家知識産権局は専利法実施細則の改正案（意見公募案）を 2020 年 11 月 27 日に公開し、意見公募を行った。その改正に意見がある場合、2021 年 1 月 11 日までに電子メール（tiaofasi@cnipa.gov.cn）又はファックス（86-10-62083681）にて提出可能である。

中国知財分野の 2020 年の統計情報および出願の補助金制度の見直しについて

金杜法律事務所 特許部
馬 立栄、郭 焜、王 娟娟

一、中国国家知識産権局による 2020 年の統計データの発表

2021 年 1 月 22 日、中国国家知識産権局は、特許、商標、地理的表示、集積回路の回路配置に関する 2020 年の年間統計データを発表した。

1. 専利（特実意を含む）に関して

2020 年、中国の特許登録件数は 53.0 万件であった。2020 年末まで、中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効な特許件数は 221.3 万件であり、人口 1 万人あたりの特許保有件数は 15.8 件に達している。

2020 年、PCT 国際出願の受理件数は 7.2 万件であった。そのうち、中国出願人による PCT 出願件数は同期比 17.9%増の 6.7 万件であった。

2020 年、中国の実用新案登録件数は 237.7 万件、意匠登録件数は 73.2 万件であった。また、専利拒絶査定不服審判の結審件数は同期比 28.9%増の 4.8 万件であった。無効審判の結審件数は同期比 34.1%増の 0.7 万件であった。

2020年、高価値専利の審査期間が14ヶ月、特許出願の平均審査期間が20ヶ月に短縮された。

2. 商標に関して

2020年、中国の商標登録件数は576.1万件であった。そのうち、中国出願人によるマドリッド国際出願を同期比16.1%増の7553件受理した。商標登録の平均審査期間は4ヶ月に短縮された。

2020年、商標異議申立の結審件数は同期比64.7%増の14.9万件であった。各種類の商標審査案件を35.8万件結審し、同期比7.8%増となった。

3. 地理的表示と集積回路の回路配置に関して

2020年、受理した地理的表示商品の登録申請は10件、承認された地理的表示商品の登録件数は6件、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は1052社、承認された地理的表示の登録件数は765件であった。2020年末まで、承認された地理的表示商品の登録件数は累計で2391件、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は累計で9479社、地理的表示の登録件数は累計で6085件であった。

2020年、集積回路レイアウトの登記申請は同期比72.8%増の14375件で、登記証書発行された件数は11727件と、同期比77.3%増であった。

4. 知的財産権の保護及び運用に関して

2020年、中国各省の専利権侵害紛争行政裁決事件の合計件数は4.2万件を超えた。

2020年、中国における専利、商標の質権設定融資プロジェクト件数は同期比43.8%増の12039件で、質権設定融資額は同期比43.9%増の2180億元であった。

二、中国最高裁知識産権法廷の設立してから二年間の知財訴訟統計データ

2019年1月1日より、最高裁知識産権法廷は、全国的に特許等専門性が比較的高い技術に関する民事及び行政控訴事件を統一に審理することになった。設立してから2020年12月23日までの約二年間、最高裁知識産権法廷が合計5104件受理した。結審した件数が4124件であった。その中、民事二審事件を2905件受理し、2277件結審した。行政二審事件を908件受理し、614件結審した。

また、審理の基準を統一させ、裁判の品質と効率を向上させるために、30以上の技術分野にわたり360名あまりの技術調査官からなるチームがあり、技術調査官が法院の審理に参加し、技術的事実の究明という難題を効果的に解消することが期待されている。

三、中国特許局復審と無効審理部による2020年の復審・無効に関する統計データ

中国国家知識産権局特許局復審と無効審理部（元復審委員会）は、2020年の復審・無効に関する統計データを発表した。

2020年、特許局復審と無効審理部が受理した復審（拒絶査定不服審判、以下同じ）の請求件数は5.467万件であり、受理した無効審判の請求件数は6178件であった。また、復審と無効に関する行政訴訟の立件の件数は1841件であり、2019年並みであった。

2020年、特許局復審と無効審理部が結審した復審および無効審判請求の件数はそれぞれ4.8046万件、7144件であった。復審と無効に関する行政訴訟（注：審決取消訴訟）は2171件結審された。なお、無効審判請求の結審件数が大幅に増加した中、無効に関する行政訴訟の件数が著しく減少した。2020年無効に関する行政訴訟の比率が20%から12%に下がった。

審判期間については、復審請求事件及び無効審判事件は平均的にそれぞれ14.1ヶ月、5.9ヶ月である。また、優先審査手続きで結審された復審請求の件数は200件であり、平均の審判期間は3.1ヶ月であり、結審された無効審判の件数は125件であり、平均の審判期間は4ヶ月であった。

四、国家知識産権局による「専利出願行為を一層規範化、厳格化する行為の通知」の発布

2021年1月27日、国家知識産権局は、「専利出願行為を一層規範化、厳格化する行為の通知」を発布した。その要点は以下の通りである。

1. 専利出願の補助金制度の見直し

当該通知によると、2021年6月末までに、全面的に専利出願段階の補助金を廃止し、各地方政府は補助、奨励、手当等を通じて財政の資金援助をしてはならないとした。現行の補助金の範囲は登録された発明専利（PCTおよびその他のルートで海外で登録された発明専利を含め）に限り、登録後に補助するとした。また、累計の補助金総額は権利付与するために支払った官費の50%を超えてはならず、特許年金及び弁理士手数料を補助してはならない。詐欺で補助金をだまし取った場合、補助金は期限付きで回収される。十四次五か年計画（2021-2025）期間中に、各地方政府は徐々に専利出願への各種財政補助を減少し、2025年までに全部取消すとする。

2. 専利権取引の管理監督の強化

技術革新と実施を目的としない専利出願権及び専利権の譲渡行為を徹底的に抑制し、専利取引サービスを提供する機関やプラットフォームを指導し、取引金額や背景の調査を徹底させるとする。

以上

2021年2月3日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして 1993 年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001 年 3 月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官 OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底及びリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士馬立栄

住所：東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル 21 階 〒100-0005

電話番号：+813-5218-6711(代表)

ファックス番号：+813-5218-6712

Eメール：malirong@cn.kwm.com